

## 令和7年度地熱発電等理解促進事業委託業務 仕様書

### 1 業務名

令和7年度地熱発電等理解促進事業委託業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

### 3 目的

大分県は地熱発電による発電量が全国一位であり、全国の地熱発電所で作られる電力の約三分の一を占めている。県内にはまだ多くの地熱資源があると期待されているが、地熱開発による温泉などの地下資源への影響等を心配する声も一部にあると考えられる。

新たな地熱資源開発へ向けては、開発地点の近隣住民等の理解を得ることが不可欠であり、そのためには地熱発電についての理解向上が必要である。本事業では開発地域等の住民はもとより、県民全体の地熱発電への理解を促進することで、新たな地熱資源開発の推進に資することを目的とする。

### 4 内容

#### (1) 地熱発電100年を記念したシンポジウムの開催

- ・ 県民に地熱発電への理解をより深めてもらうため、地熱シンポジウムを開催する。  
2025年は日本で初めて地熱発電に成功してから100年の節目にあたり、また発祥の地が大分県であることから、地熱発電の歴史にもふれながら理解促進を行う。  
内容は基調講演を行うとともに、専門家や著名人などのゲストに加え、今後地熱開発を行う事業者及び地域のステークホルダー等を交えてパネルディスカッションを行い、地熱発電のメリット及び課題の共有を図る。シンポジウム来場者についてはパンフレット及びノベルティを配布し、長期的な理解につながるよう努める。
- ・ ゲスト等の一部には可能な限り大分県にゆかりがあるなど、集客が期待できる人物を選定すること。ただし、地熱に対する理解が無い人物は選定しないこと。選定及び詳細の内容については、発注者と協議のうえ決定する。
- ・ シンポジウムの名称については、企画提案内容によるものを仮称とし、最終的な名称は、受注者からの提案を元に協議のうえ決定する。
- ・ シンポジウムの事務局運営については以下を実施すること。
  - ア 会場の選定及び手配
  - イ シンポジウムの周知（会場周辺でのチラシ配布または、事前にオンライン広告を放映するなど効果的な周知を行うこと）
  - ウ シンポジウム来場者へ配布するパンフレット、ノベルティ等の作成
  - エ シンポジウムのプログラム及び会場レイアウトの作成
  - オ シンポジウム運営に必要な人員の配置
  - カ 来場者数の集計
- ・ シンポジウム参加者目標：1, 200人

## (2) 子ども向け出前授業と見学ツアーの開催

- ・ 将来を担う子どもたちに地熱に親しんでもらうため、県内各地で出前授業を3回、地熱発電所および地熱開発地点の見学ツアーを3回程度実施する（小中学生を対象）。
- ・ 内容の詳細については発注者と協議のうえ決定する。
- ・ 子ども向け出前授業と見学ツアーの事務局運営については以下を実施すること。
  - ア イベントの周知
  - イ イベントに関する問い合わせ窓口の設置・問い合わせ対応
  - ウ イベントプログラム及び会場レイアウトの作成
  - エ イベント運営に必要な人員の配置
  - オ 来場者数の集計
- ・ 参加者目標：計150人

## (3) 地熱発電の理解促進にかかる映像（テレビ番組または YOUTUBE 動画等のコンテンツ）の製作・放映（配信）

- ・ (1)(2)で訴求出来ない幅広い世代および関心の低い層への理解促進を図るために、地熱発電の理解促進につながる映像を制作、放映（配信）する。
- ・ 映像の内容は、企画提案公募の際に提案した企画を元に大分県と協議して決定する。
- ・ 映像の内容は、県民の地熱発電への理解を促進するため、仕組み、意義及び課題等ができるだけ分かりやすく、楽しく伝わるものとする。
- ・ 大分県が映像の内容に不相当と認める箇所がある場合は、修正させることができる。
- ・ 制作本数は企画提案公募の際に提案した本数とする。
- ・ すべての映像制作完了後、DVD1本を提出すること。製作した映像については、県ホームページに掲載を行う。ただし、ただし、出演者の掲載について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。
- ・ 撮影、編集、音入れ、アニメーション製作等、業務の効率化及び番組内容の充実に資する部分については、再委託できるものとする。
- ・ 成果目標：企画提案公募の際に提案した視聴率もしくは視聴回数とする。

## (4) アンケート

- ・ 各事業の実施の際には参加者にアンケートを実施すること。
- ・ アンケートには各事業の理解度（上がった・変わらない・かえて下がった等）の項目を設けること。
- ・ 目標：参加者アンケートにおける理解度が上がったと回答した人の割合がそれぞれ6割以上

## (5) その他

以下の点を踏まえた提案とすること。

- ・ 県内では、これまでの関係者の尽力により、地熱発電への理解は進んでいるものの、温泉の枯渇等の懸念から地熱開発に不安を持つ方や大分県が地熱発電量日本一であることをまだまだ知らない県民も一定程度存在している。
- ・ そのため、本事業の実施にあたっては、事業者と地域が一体となった地熱開発が進む

土壌が形成されるよう、例えばシンポジウムを開催する際は登壇者に温泉地や環境保護団体等の代表に参加してもらう等の工夫をすること。

- ・ 併せて、イベントのゲストや展示内容を魅力的にする等、地熱発電に無関心な人を取り込む工夫をすること。

## 5 実施体制

本事業を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体の責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

## 6 経費負担

本事業の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること。ただし、受託者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

## 7 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（任意様式）の印刷物1部（A4版）及び電子機器媒体一式を発注者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) シンポジウムの企画運営に関する内容
- (2) シンポジウムの当日写真
- (3) 広報の実績
- (4) アンケート集計・分析結果
- (5) 大分県HPに掲載可能なコンテンツデータ
- (6) その他発注者が必要と認めるもの

## 8 契約に関する条件等

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。  
なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。
- (6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

## 9 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定する。